

### 学校感染症の取扱いについてのお願い

以下の学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止と定められています。  
登校の際は、下記の「登校許可願」（保護者記入）を担任まで提出してください。

《出席停止期間》

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後（発熱の翌日を1日目とする）五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児は三日）を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで。または五日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後三日を経過するまで。
風しん	発疹が消失するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで。

- ・再登校日は医師の診断のもと、保護者が「登校教許可願」を作成し、学校へ提出してください。  
※インフルエンザの場合は、裏面を参考にしてください。
- ・事前に電話で担任へ連絡をしてください。

.....切り取り線.....

平成 年 月 日

### 登校許可願

年 氏名（ ）

上記の者は、学校感染症( 病名 )が治癒しましたので、		
月	日	より登校許可をお願いいたします。
発症日.....	月	日
解熱日.....	月	日

平成 年 月 日

保護者名

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。